

**四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る
基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 公募型プロポーザル実施の目的

本業務は、公募型プロポーザル方式により技術提案を募集することで、価格評価だけではなく、理解力、実績、専門性、技術力、予見可能性等を総合的に判断し、本業務の履行に最も適した契約相手方候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

35,800,000円

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約締結

3 参加資格要件

次の要件をすべて満たすことを参加資格要件とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本市の令和7年度の入札参加資格を有する者であり、本市及び大阪府の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。ただし、公告時点において、有資格者名簿に登録をしていない場合は、参加表明書の提出の際に合わせて、入札参加資格審査申請に必要な書類を提出するものとする。なお、公告時点において、有資格者名簿に登録が無いものの取扱いは、次のとおりとする。

注1 有資格者の追加登録は、登録していないものが受託候補者に選定された場合のみ行うものとする。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされ

ている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができる地域に本店又は営業所等があること。
- (8) 一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (9) 平成 27 年 4 月以降、学校を含む公共建築物の新築、改築、増築もしくは長寿命化改修に係る基本計画等（基本構想、基本計画、基本設計）の業務を元請けとして受託し、履行した実績を有する者であること。

4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表（プロポーザル公告）	令和 8 年 1 月 21 日(水)
質問受付期間	令和 8 年 1 月 30 日(金)正午まで
質問回答日	令和 8 年 2 月 6 日(金)
応募書類の提出期限	令和 8 年 2 月 13 日(金)午後 5 時まで
1 次審査（書類審査）結果通知	令和 8 年 2 月 20 日(金)
技術提案書類の提出期間	令和 8 年 2 月 20 日(金)～3 月 19 日(木) 午後 5 時まで
2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和 8 年 3 月 27 日 (金)
2 次審査結果通知	令和 8 年 3 月下旬から 4 月上旬
2 次審査結果の公表及び契約の締結	令和 8 年 4 月上旬以降

5 参加手続き

- (1) 実施要領等の公表（プロポーザル公告）

- ① 公募期間：令和 8 年 1 月 21 日(水)～令和 8 年 2 月 13 日(金)午後 5 時まで
- ② 公募方法：市ホームページにて公表。資料はダウンロードして使用すること。

- (2) 質問の受付及び回答

受付期限	令和 8 年 1 月 30 日(金)正午まで
質問方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	https://logoform.jp/form/oZYA/1391611

回答方法	令和8年2月6日(金)の午後5時までに、市ホームページにて回答を掲載する。なお、質問がなかった場合は、ホームページへの掲載はない。質問に対する回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。
------	--

(3) 応募書類の提出

提出期限	令和8年2月13日(金)午後5時まで
提出方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームのURL	https://logoform.jp/form/oZYA/1391665
提出書類	<p>① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）</p> <p>② 会社概要書（様式第2号）</p> <p>③ 業務実績調書（様式第3号）</p> <p>④ 配置予定技術者調書（様式第4号）</p> <p>⑤ 業務スケジュール（任意様式） ※A4判横、枚数は1枚以内とする。 ※本業務における業務スケジュールを作成すること。</p> <p>⑥ 入札参加資格申請書類【該当者のみ】 ※公告時点において、有資格者名簿に登録をしていない場合は必須。</p>

(4) 1次審査（書類審査）の実施・結果通知

① 実施

- ・ 提出された応募書類により書類審査を実施する。
- ・ 別添「審査基準」に基づいて評価する。
- ・ 参加資格要件を満たす事業者が多い場合は、1次審査通過者として上位4者を選定する。なお、参加事業者が1事業者のみであっても、審査を行う。評価点が6割に満たない場合は、1次審査を通過できないものとする。

② 結果通知

- ・ 審査結果は、参加申込みをした全事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。
送付予定日：令和8年2月20日(金)
- ・ 1次審査通過事業者には、2次審査の日時等の詳細も併せて通知する。

(5) 技術提案書類の提出

提出期間	令和8年2月20日(金)～3月19日(木)午後5時まで
提出方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームのURL	1次審査結果通知送付時にお知らせする。
提出書類	① 技術提案書提出届（様式第5号） ② 技術提案書（様式第6号） ③ 参考見積書（様式第7号） ※ 押印の上、PDF にすること。 ※ 委託上限額を超えないこと。 ※ 人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう内訳書（任意様式）を添付すること。
市が求めるもの	四條畷市学校施設整備方針（令和6年12月改訂版）に基づき学校施設の長寿命化などの教育環境整備を進めるにあたり、実績のある基本計画策定支援者の高い技術力とマネジメント力により、様々な関係者の意見を反映しながら長寿命化改修内容を決定する。その際、市の財政状況を十分に理解し、今後30年以上の使用を見据えた学校施設への適切な長寿命化の改修方針を策定することを求める。
技術提案書内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡潔明瞭に記載すること（イメージ図含む）。 ・ 提案内容に以下の項目を必ず盛り込むこと。詳細は、別添「審査基準」による。 <ul style="list-style-type: none"> ① 業務実施方針及び業務実施体制 ② 提案テーマ1～3 <p>提案テーマ1：</p> <p style="margin-left: 2em;">教育環境の質的向上を図る提案</p> <p>提案テーマ2：</p> <p style="margin-left: 2em;">2-1：安心安全な施設環境の確保</p> <p style="margin-left: 2em;">2-2：地球環境問題への対応、ランニングコスト低減、管理運営方針</p> <p>提案テーマ3：</p> <p style="margin-left: 2em;">小中学校の2校同時検討を踏まえた事業工程、市民参加の手法</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案書は、A4判縦、枚数は4枚以内とし、簡潔に記載すること。 ・ 枚数配分は、業務の実施方針に1枚、提案テーマ毎に1枚とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 提出後は、技術提案書の差替え、変更、追加を認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明瞭な表示等があり、かつ、本市が再提出を認める場合はこの限りではない。
--	---

(6) 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の実施・結果通知

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。その内容を審査基準に基づき選定委員会にて評価・採点する。2次審査の評価点は、各事業者に対する委員の採点の平均点（小数第1位四捨五入）とし、2次審査の評価点が6割に満たない場合は、受託候補事業者とならない。

1次審査の評価点と2次審査の評価点に価格評価点（※）を加え、その合計点（総合評価点）が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計点（総合評価点）が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安い事業者を受託候補事業者とする。なお、1次審査通過者が1事業者のみであっても、審査を行う。

※価格評価点については、以下の算定式により算出した値とし、小数点第1位を四捨五入する。

$$\text{算定式} : (1 - \text{見積価格}/\text{提案上限額}) \times 100 = \text{価格評価点}$$

実施日	令和8年3月27日（金）
実施場所	四條畷市役所本館又は東別館（予定）（四條畷市中野本町1番1号）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案書による説明を実施し、その後ヒアリングを行う。 時間は、1者50分程度（準備・片付け10分、プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）とする。 プレゼンテーションは、パソコン等の使用を可能とする。プレゼンテーションで必要な機器については事業者において準備すること（スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは除く）。 注）プロジェクターについては、接続トラブルを回避するため、参加者側での持参も可とする。 プレゼンテーションは提出した技術提案書を用いた内容説明とし、追加資料の提出や動画、模型の使用は一切認めない。
出席者等	出席者は6人以内とし、契約後に本業務に携わる管理技術者及び意匠主任技術者を中心に、必要に応じた構成とすること。

評価方法	別添「審査基準」に基づいて、評価する。
結果通知	令和8年3月下旬から4月上旬に、2次審査実施事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その提案に係る参加者は失格とする。

- ① 提出方法、提出場所及び提出期限に適合しない場合。
- ② 本市の指定する作成様式及び示された条件に適合しない場合。
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ④ 價格提案書の金額が委託上限額を超過する場合。
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑥ その他提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

7 選定結果の公表方法

参加事業者数及び総合評価点、選定した事業者名を市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第8号）の提出により、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。
- (2) 提出物の提出後においては、差替え、変更、追加は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明瞭な表示等があり、かつ、本市が再提出を認める場合はこの限りではない。
- (3) 提出物の作成・提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提出物の返却は一切行わない。
- (5) 本プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるもの、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本プロポーザルの提案は、1事業者につき、1提案に限る。
- (7) 本プロポーザルにおいて入手した市の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (8) 本プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

9 問い合わせ先

担当部署	四條畷市教育委員会事務局学校教育部教育総務課
住 所	大阪府四條畷市中野本町1番1号

電話	072-877-2121（代表）/0743-71-0330（代表）
e-mail	kyousou@city.shijonawate.lg.jp